

渋川市が創業するあなたを応援します!!



伊香保温泉のキャラクター  
「いしだんくん」

## 特定創業支援等事業

# 証明制度

対象の創業に係るセミナー(\*)を受講し修了証を受領した方は、渋川市へ申請することで「特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書」が発行されます。

この証明書により、法人設立時や融資を受ける際に特例を受けることができます。

\*対象の創業セミナー：高崎商工会議所主催「創業塾」、群馬県商工会連合会主催「ぐんま創業スクール」

## ～証明書による3つの特例～

### 1. 会社設立時の登録免許税の軽減措置（個人のみ）

株式会社又は合同会社を設立する際の登録免許税(資本金の0.7%)が、資本金の0.35%に軽減されます。

- ・株式会社：15万円の場合は、7.5万に減免(最低税額)
- ・合同会社：6万円の場合は、3万に減免(最低税額)
- ・合名会社又は合資会社：1件につき6万円が3万に減免

※登記後にさかのぼって減免を受けることはできません。

※本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

### 2. 創業関連保障の特例（無担保、第三者保証人なし）

事業開始6か月前から利用の対象になります(通常は創業2か月前から対象)。

保障の特例を受けるためには手続きを行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

### 3. 新規開業・スタートアップ支援資金(日本政策金融公庫)の貸付利率の引き下げ

新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ対象として、同資金を利用することが可能です。(別途、審査を受ける必要があります。)

※本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができます。

【ご相談、詳細についてお問合せは】

渋川市役所 商工観光部 企業誘致推進室（渋川市役所 第二庁舎内）

TEL:0279-25-7248